

令和3年1月15日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定一般相談支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各移動支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業所の対応について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

標題について、別添のとおり厚生労働省より「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が示され、さらに大阪府より「緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について」（令和3年1月13日付障企第2369号大阪府福祉部障がい福祉室長通知）が発出されたので通知します。

つきましては、通知内容を十分に把握していただき、適切にご対応いただきますようよろしくお願ひします。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、厚生労働省や大阪府、大阪市のホームページを適宜確認していただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省事務連絡・大阪府障がい福祉室長通知の概要等について

高齢者、障がい者など特に支援が必要な方の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）については、事業の継続を要請するものとされており、障がい福祉サービス等事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供していただきますようお願いいたします。

なお、障がい福祉サービス等の継続等については、以下の（１）～（５）の事項に十分留意してください。

(1) 感染防止対策の徹底

障がい福祉サービス等事業所においては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底の上、対応をお願いします。

また、「障がい福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」や「障がい福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」を活用し、感染症に係る基本的な考え方や防護具の装着方法等について、施設内や法人内で意識付けや研修を行うなど対応いただきますようお願いいたします。

【感染防止対策の徹底にかかる主な参考資料】

- ・【厚生労働省】障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル及び障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
- ・【大阪府】社会福祉施設等向け研修資料（動画）
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>)
- ・【大阪市社会福祉研修・情報センター】「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関する研修」（動画）
(https://wel-osaka.com/social_welfare_lecture.html)

(2) 柔軟なサービス提供について

一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、やむを得ず利用者の居宅等においてできる限りの支援を行った場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とする臨時的な取扱いが引き続き可能です。

なお、臨時的な取扱い（「障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて」）の詳細については、本市ホームページをご確認ください。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>)

また、就労系サービスにかかる取扱いについては、本事務連絡とは別に事務連絡を发出し、お示しいたします。

(3) 休業等する場合について

都道府県等からの公衆衛生対策の観点に基づく休業要請に伴い休業する場合、又は感染拡大防止の観点から、自主的に休業する場合やサービスの縮小を行う場合は、下記「2. 障がい福祉サービス等事業所において感染等事案が発生した場合」にあります、本市運営指導課までご報告をお願いします。

(4) その他

①感染症対策として必要となる衛生用品等の供給について

防護服等の衛生用品については、各事業所で必要な数量を確保していただきますようお願いいたします。なお、感染対策を徹底するために必要な経費に対する補助事業を実施していますので、積極的にご活用ください。

<補助事業>

- ・大阪府新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

(http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/shienkin.html)

万一事業所内で陽性者が発生した際、市場での流通状況等から直ちに必要な衛生用品が入手できない場合は、福祉局から「サージカルマスク、ガウン、ゴム手袋、フェイスシールド等」を提供いたしますので、速やかに下記「2. 障がい福祉サービス等事業所において感染等事案が発生した場合」にあります、本市運営指導課までご連絡をお願いします。

利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した障がい福祉サービス等事業所において、衛生用品等を確保するために要した経費については、下記の補助事業の活用も可能です。

<補助事業>

- ・大阪市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000508439.html>)

- ②独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用

(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)

- ③雇用調整助成金の活用

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

2. 障がい福祉サービス等事業所において感染等事案が発生した場合

保健所との連携や施設内等での情報共有、感染症対策を優先していただきながら、可能な限り速やかに下記の報告先へ報告していただきますようお願いします。

【感染等事案が発生した場合の報告先】

※平日の9:00~17:30までは

- 大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課

電話：06-6241-6527

(ガイダンスが流れた後「4」を押してください)

※上記以外の時間帯はこちら

- メールアドレス：corona-kaigo@city.osaka.lg.jp

3. 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】 緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和3年1月7日付け）
- ・【大阪府通知】 緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について（令和3年1月13日付け）

4. 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- ・大阪市ホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- ・新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ（大阪市福祉局障がい者施策部）※各種事務連絡掲載
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608